

令和2年第3回東広島市議会定例会

議

案

その2

令和2年9月

目 次

議案第 2 0 2 号	令和元年度東広島市歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第 2 0 3 号	令和元年度東広島市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	4
議案第 2 0 4 号	令和元年度東広島市下水道事業会計決算の認定について……………	6
議案第 2 0 5 号	事業契約の変更について……………	8

議案第202号

令和元年度東広島市歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、次の令和元年度東広島市一般会計及び東広島市各特別会計の歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定により、当該決算に関する附属書類を別冊のとおり併せて提出する。

令和2年9月24日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 決算書

- (1) 令和元年度東広島市一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度東広島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和元年度ひがしひろしま墓園管理事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和元年度東広島市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和元年度寺家地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和元年度東広島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和元年度東広島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和元年度東広島市介護保険特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和元年度東広島市上三永財産区特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和元年度東広島市御菌宇財産区特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和元年度東広島市志和堀財産区特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和元年度東広島市東志和財産区特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和元年度東広島市西志和財産区特別会計歳入歳出決算
- (14) 令和元年度東広島市白市財産区特別会計歳入歳出決算
- (15) 令和元年度東広島市小谷財産区特別会計歳入歳出決算

- (16) 令和元年度東広島市志和財産区特別会計歳入歳出決算
- (17) 令和元年度東広島市竹仁財産区特別会計歳入歳出決算
- (18) 令和元年度東広島市久芳財産区特別会計歳入歳出決算

2 附属書類

- (1) 令和元年度東広島市各会計歳入歳出決算事項別明細書
- (2) 令和元年度東広島市各会計実質収支に関する調書
- (3) 令和元年度財産に関する調書
- (4) 令和元年度東広島市基金運用状況調書
- (5) 令和元年度主要な施策の成果に関する報告書

(提案理由)

令和元年度の東広島市一般会計及び東広島市各特別会計の歳入歳出決算及び関係書類を監査委員の審査に付した後、同委員から意見書の提出があったので、当該意見書を付けて当該決算を議会の認定に付するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

議案第 203 号

令和元年度東広島市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和元年度東広島市水道事業により生じた利益の処分を行うことについて議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度東広島市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、地方公営企業法第 30 条第 6 項の規定により、当該決算に関する附属書類を別冊のとおり併せて提出する。

令和 2 年 9 月 24 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和元年度東広島市水道事業により生じた利益の処分を行うことについて議会の議決を求めるとともに、令和元年度の東広島市水道事業会計の決算及び関係書類を監査委員の審査に付した後、同委員から意見書の提出があったので、当該意見書を付けて当該決算を議会の認定に付するものである。

(根拠法令)

地方公営企業法

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（一略）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

議案第204号

令和元年度東広島市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度東広島市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、地方公営企業法第30条第6項の規定により、当該決算に関する附属書類を別冊のとおり併せて提出する。

令和2年9月24日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和元年度の東広島市下水道事業会計の決算及び関係書類を監査委員の審査に付した後、同委員から意見書の提出があったので、当該意見書を付けて当該決算を議会の認定に付するものである。

(根拠法令)

地方公営企業法

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（一略）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

議案第205号

事業契約の変更について

令和元年11月15日議決第210号により議決を経た東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約を次のとおり変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月24日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 24億1,675万6,027円」を「3 契約金額 24億1,634万5,157円」に改める。

(提案理由)

東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約について、当該事業契約の規定により、設計、施工等の対価の割賦払に係る手数料の額の算定に用いる金利が確定したことに伴い、当該対価の額を改定する必要が生じたため、事業契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（一略）の買入れ又は借入れ	千円	
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000